

資料 1

中央環境審議会土壌農薬部会（第12回）議事要旨（案）

1. 日 時 平成14年12月5日（金）10:00～12:35

2. 場 所 環境省第1会議室

3. 出席委員

部 会 長	松本 聰	臨 時 委 員	谷山 重孝
部会長代理	須藤 隆一		福島 徹二
委 員	浅野 直人		中杉 修身
	村岡 浩爾		西尾 道德
臨 時 委 員	岡田 齊夫		森田 昌敏
	亀若 誠		山口 梅太郎
	河内 哲		若林 明子
	黒川 雄二		渡部 徳子
	鳶田 道夫	専 門 委 員	井上 達
	鈴木 英夫		米谷 民雄

4. 議 題

(1) 作物残留及び水質汚濁に係る農薬の登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について

(2) その他

5. 議事概要

農薬の審議については、公開の取扱いに関する本部会決定に基づき、「公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合」に該当することから、従来どおり非公開で行われた。

諮問事項「農薬取締法第3条の規定に基づき環境大臣の定める基準の設定について」に関して審議が行われ、農薬専門委員会からの報告を特段の修正なく本部会報告とすることが了承された。

その他の議題として、「水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準の改定について（農薬専門委員会報告）」に関する報告がなされた。部会長より、委員各位からのご意見を反映するように対応して欲しいとの要望がなされた。

土壌農薬部会の公開に関する決定では、検討中の答申、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料など、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼす恐れがある資料、公開することにより特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらす恐れのある資料などは、部会長の判断に基づいて非公開とすると規定されている。従って、配布された資料のうち、資料1から資料4、参考資料1から13を公開とし、その他の配布資料については非公開とするとされた。